

禁止行為の解除承認に関する審査基準

第1 趣旨

この基準は、春日井市火災予防条例（昭和 37 年春日井市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 23 条第 1 項ただし書の規定による承認の審査基準について定めるものとする。

第2 用語の定義

- 「喫煙」とは、マッチ、ライター等でたばこ（電子たばこは除く。）に点火し、喫煙する一連の行為をいう。
- 「裸火」とは、炎、火花又は発熱部に露出している火をいう。
- 「火災予防上危険な物品」とは、春日井市火災予防条例施行規則（昭和 37 年春日井市規則第 8 号。以下「規則」という。）第 3 条に掲げるものをいう。
- 「禁止行為」とは、消防長の指定する場所における喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品の持ち込みをいう。
- 「消防長の指定する場所」とは、昭和 61 年春日井市消防本部告示第 2 号において指定された次の表に掲げる場所をいう。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品の 持ち込み
劇場、映画館、演芸場	舞台		○	○	○
		客席	○	○	○
		公衆の出入りする部分	—	—	○
観覧場	舞台		○	○	○
		客席	○ (注1)	○	○
		公衆の出入りする部分	—	—	○

公会堂、集会場	舞台	○	○	○
	客席	○ (注2)	○	○
	公衆の出入りする部分	—	—	○
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店	舞台	○	○	○
	公衆の出入りする部分	—	—	○
百貨店、物品販売店舗 (床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの)	売場	○	○	○
	通常顧客の出入りする部分	○ (注3)	○	○
屋内展示場	公衆の出入りする部分	○	○	○
旅館、ホテル、宿泊所	舞台	○	○	○
	催物の行われる部分	○	○	○
車両の停車場(旅客の乗降、待合の用に供する建物に限る。)	公衆の出入りする部分	—	—	○
自動車車庫、駐車場 (政令第13条第1項に該当するもの)	駐車のに供する部分	○	○	—
地下街	売場	○	○	○
	地下道	○	○	○
重要文化財等	建造物の内部及び周囲	○	○ (注4)	○

備考 1 「○」印は、規制を受けるものを、「—」印は、規制を受けないものをそれぞれ示す。

- 2 建造物として指定されている厨子は除く。
- (注1) 屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席での喫煙を除く。
- (注2) 喫煙設備のある客席での喫煙を除く。
- (注3) 喫煙設備のある食堂、喫茶部分での喫煙を除く。
- (注4) 住居の用に供する建造物又は伝統的行事若しくは宗教的行事等に使用するものは除く。
- 6 規則第3条ただし書に規定する「通常携帯する物品で少量のもの」とは、身体の回りに所持するもので、ガスライター、マッチ、懐炉、携帯式スプレー、マニキュアの類をいう。

第3 禁止行為の解除承認の基準

- 1 条例第23条第1項ただし書に規定する「特に必要な場合」とは、概ね次の表に掲げる場合で、かつ、他の方法又は他の場所では十分な目的が達せられないと認める場合とする。

禁止行為	禁止場所	特に必要な場合
喫	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	演劇等において喫煙することが重要な演技である場合又は演技の中心をなす場合
煙	百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	入場者、利用者等の休憩用として設ける喫煙所（以下「休憩喫煙所」という。）若しくは商談又は接待の場所に設ける喫煙所（以下、「接客喫煙所」という。）を設ける必要がある場合

裸 火 使 用	消防長の指定する場所	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号に掲げる建築設備についての修繕又は模様替えの工事（以下「工事等」という。）の目的で裸火を使用する必要がある場合
	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1) 演劇等において裸火を使用することが重要な役割を演じる場合又は演劇等の中心をなす場合 (2) 演劇等の準備のため、裸火を使用する必要がある場合
	百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	食料品その他の物品を販売する場合において裸火を使用して煮沸、焼き上げ、加工、修理等をする必要がある場合
火 災 予 防 上 危 険 な	消防長の指定する場所	工事等の目的でこれに必要な塗料、溶剤等を持ち込む場合
	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1) 演劇等において危険な物品を持ち込むことが重要な役割を演じる場合又は演劇等の中心をなす場合 (2) 演劇等の準備のため、危険な物品を持ち込む必要がある場合

物品の持込み	百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	(1) 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料又は溶剤工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類を販売し、又は展示する目的で持込む場合 (2) 食料品の煮揚、加工等を行い、実演販売する目的で持込む場合 (3) 燃料タンク等に危険物が内蔵された展示用機械又は車両を販売し、又は展示する目的で持込む場合 (4) 物品の加工、補修等の目的で持込む場合
--------	---	--

2 条例第 23 条第 1 項ただし書に規定する「火災予防上支障がない」ときとは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める表に定める個別及び共通の欄の要件を満たしたときとする。

(1) 喫煙

禁止場所	個 別	共 通
劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1) 幕類、大道具等が防火処理されていること。 (2) 吸い殻容器を設けること。(不燃性容器水入りを含む。) (3) 危険物品の持込がないこと。 (4) 防火管理者等により警戒又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。	(1) 不要な可燃物と離隔されていること。 (2) 消火器又は水バケツが附加設置されていること。 (3) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。

百貨店又は物品販売店
舗の売場又は通常顧客
の出入りする部分、屋
内展示場の公衆の出入
りする部分、旅館、ホ
テル又は宿泊所の催物
の行われる部分、地下
街の売場又は地下道

(1) 接客喫煙所にあつて
は、次によること。

ア 入場者、利用者等
の避難上又は通行上
支障がなく、かつ、
火災予防上必要な点
検、整理及び清掃さ
れていること。

イ 吸い殻容器は、容
易に転倒しないもの
で、水入りとするこ
と。

ウ 吸い殻容器の位置
は、危険物品の持込
み場所から 10 メー
トル以上離し、かつ、
可燃物（商品、包装
材料等）から 2 メー
トル以上離すこと。

ただし、可燃物から
の距離が確保できな
い場合は高さ 1.2 メ
ートル以上の準不燃
材料以上の遮へい物

（以下この表におい
て「遮へい物」とい
う。）で区切ること。

エ 床にじゅうたん等
を敷く場合は、防炎
性能を有するもので
あること。

- (2) 休憩喫煙所にあっては、前号アの規定によるほか次によること。
- ア 一面以上が主要避難通路に面していること。
- イ 区域は、床の色彩を変え又は幅 10 センチメートル以上の線によって明確に区分されていること。ただし、遮へい物又は通路の側線が区域境界となる場合は、この限りでない。
- ウ 吸い殻容器の位置は、区域境界線から 50 センチメートル以上内側であること。ただし、遮へい物に面する側は、この限りでない。
- エ 吸い殻容器は、容易に転倒しない不燃性スタンド式とし、水入りとすること。
- オ 椅子、テーブル等必要なもの以外は置かないこと。

備考 1 観覧場の客席については、喫煙行為の解除承認を行わないことを原則とする。ただし、演劇、スポーツ、集会等の内容により、公衆に喫

煙行為を禁止することができないものにあつては、消火器又は水バケツを附加設置し、承認するものとする。

2 会議及び社交行事を主として行うための客席については、当該客席は禁止場所とはみなさないこと。

3 仮設飲食店、試食コーナー等が設けられ、当該部分において喫煙をさせる場合は、これらの全体を休憩喫煙所のアからエにより承認するものとする。ただし、吸い殻容器については、接客喫煙所のイを準用することができる。

(2) 裸火の使用

禁止場所	個 別	共 通
消防長の指定する場所 (工事等の目的で使用する場合)	(1) 工事場所と他の部分とが難燃材料以上で区画され、関係者以外の者が容易に入れない措置が講じられていること。	(1) ガス類で火炎を有するものは、容易に補給路を遮断できる構造であること。 (2) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台	(1) 危険物品の持込みがされてないこと。 (2) 電気器具は、定格消費電力が2キロワット以下で電源配線は適正な施工がされており、コンセント等においては、許容範囲内で使用すること。 (3) 火花を発するものは、飛散距離が2メートル以内であること。 なお、飛しょうする煙火は、認められない。	(3) 入場者、利用者等の避難上又は通行上支障がないこと。 (4) 不要な可燃物から離隔され、可燃物の転倒又は落下等のおそれのないこと。 (5) 消火器（2能力単位以上）が附加設置されていること。 (6) 防火管理者等により警戒又は直ちに事

	<p>(4) 火炎を有するものは、炎が著しく伸張し、又は拡大しないこと。 (火炎の長さはおおむね 30 センチメートル以内であること。)</p> <p>(5) 幕類、大道具等が防炎処理されていること。</p>	<p>故に対処できる体制が講じられていること。</p> <p>(7) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>
<p>百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分</p>	<p>(1) スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備が設けられていること。ただし、これらの設備が設置されていないものにあつては、火気使用場所を階ごとに集中させ（裸火使用が連続的に複数ある場合は、その 1 団を 1 とみなす。）その床面積が階ごとの売場面積の 20 分の 1 以下で、かつ、300 平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 火気を使用する設備又は器具の熱源は、電気又は気体燃料とし、次に定めるところによること。 ア 電気を使用する火気使用設備の配線は</p>	<p>(1) 入場者、利用者等の避難上又は通行上支障がなく、かつ、火災予防上必要な点検、整理及び清掃されていること。</p> <p>(2) 防火管理者等により警戒又は直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</p> <p>(3) 消火器（2 能力単位以上）が附加設置されていること。</p> <p>(4) 危険物品の持込み場所から 10 メートル以上離れていること。ただし、不燃材によって区画された場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 階段、避難口及び避難器具から水平距離</p>

	<p>適正な施工がされており、コンセント等においては許容範囲内で使用すること。</p> <p>イ ガスを使用するものにあつては、ガス漏れ警報器が設置され、容器にガス補給路を遮断できる構造であること。</p>	<p>5メートル以上離れていること。ただし、不燃材によって区画された場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 可燃物の周囲から2メートル以上離し、可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。ただし、可燃物からの距離が確保できない場合は、不燃材の遮へいがされていること。</p>
屋内展示場の公衆の出入りする部分	火気使用場所は階ごとに集中させること。	
旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道	<p>(1) 火気使用場所は階ごとに集中させること。</p> <p>(2) 共通(5)から(8)を除く。</p>	<p>(7) 電気を熱源とする設備器具は、使用電圧が300ボルト以下、定格消費電力が10キロワット以下であること。</p> <p>(8) 気体燃料を使用する施設又は器具の消費量は1個につき60,000キロカロリー一時未満、かつ、総消費量が150,000キロカロリー一時未満であること。</p> <p>(9) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>

備考 1 観覧場、公会堂又は集会場の客席については、裸火の使用の解除承

認を行わないことを原則とする。ただし、宗教的行事、儀式（修了式、卒業式等）又は社交的行事（ディナーパーティー等）において社会通念上これを禁止することができないものにあつては、この限りでない。

- 2 百貨店における展示場部分は、百貨店の売場部分とみなすこと。
- 3 裸火の使用と危険物品の持込みが一体とならなければ業務等を行うことができないものにあつては、危険度の高いものによって判断し、いずれかの禁止行為の解除承認を行うものとする。

(3) 火災予防上危険な物品の持込み

禁止場所	個 別	共 通
劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会 場、キャバレー、ナイ トクラブ、ダンスホー ル、飲食店、旅館、ホ テル又は宿泊所の舞台	<p>(1) 幕類、大道具等が防 炎処理されているこ と。</p> <p>(2) 煙霧発生機器で引火 性物品を使用するもの は、引火に対して保安 距離を十分確保するこ と。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器はガ ス総重量が5キログラ ム未満であること。(高 圧ガス取締法の適要を 除外される液化ガス以 外のもの解除承認す ることができない。)</p> <p>(4) 火薬類の原料をなす 火薬量又は爆薬の量に より1回の使用につき 次の個数未満であるこ と。 ア 0.1 グラム以下は 無制限</p>	<p>(1) 火気使用場所から 10メートル以上離れ ていること。</p> <p>(2) 保管する場合は他 の物品と混在しない よう不燃性の収納庫 に入れ他の物品より 離し、関係者の管理下 に置くこと。</p> <p>(3) 不要な可燃物から 離隔され可燃物の転 倒又は落下等の恐れ がないこと。</p> <p>(4) 消火器(2能力単位 以上)が附加設置され ていること。</p> <p>(5) 入場者、利用者等の 避難上又は通行上支 障がいなこと。</p> <p>(6) 防火管理者等によ り警戒又は直ちに事 故に対処できる体制</p>

	<p>イ 0.1 グラムを超え 15グラム以下は50個</p> <p>ウ 15 グラムを超え30 グラム以下は 30 個</p> <p>エ 30 グラムを超え 50 グラム以下は 5 個</p> <p>(5) 危険物品の持込みについてはその特性、性能等が明確であり、その使用にあたっては必要最小限であること。</p>	<p>が講じられていること。</p> <p>(7) 危険物は、消防法（昭和 23 年法律第 18 号）別表に定める指定数量の 5 分の 1 未満であること。</p> <p>(8) 準危険物は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 2 に定める指定数量の 5 倍未満であること。</p>
<p>百貨店又は物品販売店舗の売場又は通常顧客の出入りする部分、屋内展示場の公衆の出入りする部分、旅館、ホテル又は宿泊所の催物の行われる部分、地下街の売場又は地下道</p>	<p>(1) 可燃性ガス容器は、ガス総重量が10キログラム未満に相当する個数であること。</p> <p>(2) がん具用煙火は箱入り又は袋入りとし、薬量5キログラム未満とする。</p> <p>(3) 販売し、又は展示する場合は、ショーウィンドー（がん具用煙火にあっては、専用の網入りガラスケースに限る。以下同じ。）棚等の中に入れ入場者、利用者等が直接手を触れない措置が講じられていること。ただし、従業員によって常時監視されている場合は、この</p>	<p>(9) マッチについては、10 キログラム未満であること。</p> <p>(10) その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>

	<p>限りでない。</p> <p>(4) 燃料タンク等に危険物が内蔵された展示用機械又は車両にあっては周囲3メートル以上の空間が確保されていること。</p> <p>(5) クラッカー（煙火製造許可を受けた業者が製造したもの。）を販売する場合は、1,000個未満とすること。</p>
消防長の指定する場所 （工事等の目的で持込む場合）	<p>工事場所と他の部分とが難燃材以上で区画され、関係者以外の者が容易に入れない措置が講じられていること。</p>

第4 基準の特例

第3により処理しがたい場合は、その都度消防本部予防課と協議するものとする。

第5 承認期間

- 1 演劇、演芸、実演、展示、工事等で、臨時的なものについては、その実施上又は施工上必要であると消防長が認めた期間とする。
- 2 百貨店等における喫煙所の設置、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みで常設的なものについては、1年とする。

第6 承認の手続

- 1 禁止行為の解除承認を受けようとする者は、規則第3条第2項の規定に基づき禁止行為解除承認申請書（規則第1号様式。以下「申請書」という。）

に添付図面を添えて消防本部予防課へ申請するものとする。

- 2 禁止行為の解除承認の手続は、常設的なものにあつては防火対象物全体を一括して行い、臨時的なものにあつては個別にそれぞれ禁止行為の解除ごとに行わせるものとする。
- 3 申請内容（申請書において承認を申請する行為欄、承認申請する行為をしようとする場所の状況欄及び消防用設備の概要欄に記載される内容をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、個々に行わせるものとする。

第7 申請書の承認

- 1 申請書の提出があつた場合、消防本部予防課は受付印を押印し、申請内容の審査及び現地調査を行い承認するものとする。ただし、申請内容に変更がないものについては、現地調査を省略することができる。
- 2 前項の結果に基づき承認する場合は、禁止行為解除承認申請書の一通の経過欄に承認済印（第1号様式）を押印し、申請者に交付するものとする。ただし、電子申請による場合はこの限りではない。

第8 承認済証の表示

承認を受けたものについては、承認済であることを明らかにするため、申請者に承認済印（第1号様式）を押印した承認済証（第2号様式）を交付し、承認場所の見やすい位置に表示させるものとする。ただし、承認を受けた喫煙所にあつては、条例第23条第3項により喫煙所の表示をもってこれに代えることができる。なお、電子申請による場合は、承認済証（第2号様式）は電子データにより交付するものとする。

第1号様式



第2号様式

	年	月	日	10センチ以上
春日井市消防本部				
喫煙・裸火・危険な物品の持込み	承認済			
(品名	数量)		
承認期間	年	月	日	
	年	月	日	

15センチ以上

10センチ以上

第 号
承認済
年 月 日
春日井市消防長

- 備考
- 1 地は白色、文字は黒色とする。
 - 2 危険な物品の持込みについては、() 内に品名及び数量を記載すること。
 - 3 承認期間の満了したものは、事情の変更のない限り書き替えること。

附 則

- 1 この基準は、令和8年3月1日から施行する。